

令和7年玉村町議会第1回臨時会会議録第1号

令和7年1月31日（金曜日）

議事日程 第1号

令和7年1月31日（金曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第1号 令和6年度玉村町一般会計補正予算（第8号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	羽 鳥 光 博 君	2番	堀 越 真由子 君
3番	松 本 幸 喜 君	4番	笠 原 則 孝 君
5番	小 林 一 幸 君	6番	月 田 均 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三 友 美惠子 君
9番	高 橋 茂 樹 君	10番	浅 見 武 志 君
12番	新 井 賢 次 君	13番	石 内 國 雄 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	齋 藤 善 彦 君
税 務 課 長	貫 井 利 行 君	健康福祉課長	岡 田 寛 子 君
生涯学習課長	畑 中 哲 哉 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	齋 藤 恭	局長補佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	重 田 智 美		

○開会・開議

午後2時30分開会・開議

◇議長（石内國雄君） 着席願います。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年玉村町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長（石内國雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第127条の規定により、10番浅見武志議員、12番新井賢次議員の両名を指名いたします。



○日程第2 会期の決定

◇議長（石内國雄君） 日程第2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、本日、1月31日の午後1時45分より議会運営委員会を開催し、審査しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

浅見武志議会運営委員長。

〔議会運営委員長 浅見武志君登壇〕

◇議会運営委員長（浅見武志君） 令和7年玉村町議会第1回臨時会が開催されるに当たり、本日午後1時45分より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本臨時会の会期は、本日1日限りとします。

本臨時会に町長から提案される議案は、補正予算に関する議案の1件であります。

本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和7年玉村町議会第1回臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。



○日程第3 議案第1号 令和6年度玉村町一般会計補正予算（第8号）

◇議長（石内國雄君） 日程第3、議案第1号 令和6年度玉村町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第1号 令和6年度玉村町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1億850万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を133億8,284万1,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず町税過誤納等還付金につきましては、修正申告等による還付金に不足が見込まれるため、予算を増額するものでございます。

次の住民税非課税世帯に対する給付金事業につきましては、長引くエネルギーや食料品価格等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得世帯に対し、給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うものでございます。

具体的には、令和6年度における個人住民税均等割非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円の給付を行うほか、同世帯内で扶養されている18歳以下の子供に対して、1人当たり2万円の加算給付を行うものでございます。支給時期につきましては、補正予算可決後、速やかに対象となる世帯等を抽出し、年度内に支給できるよう進めてまいります。

これらの財源といたしましては、歳入に国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び地方交付税を計上しております。

また、玉村町B&G海洋センターにおきましては、設備等の老朽化に伴う長寿命化改修工事を計画しており、令和7年度に実施設計、令和8年度に改修工事を実施する予定です。つきましては、本工事に関する補助金を公益財団法人B&G財団に申請するに当たり、早期に設計業務に着手する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 補正予算書の7ページの住民税非課税世帯に対する給付金事業、それから8ページのやはり同じところの総合振込手数料の5万5,000円、7ページの34万1,000円についてお伺いいたします。

公金振込の場合の手数料は、指定金融機関に対する手数料につきましては、以前は無料だったのではないのでしょうか。いつ手数料条例を改正して、所定の振込手数料の額を計上するようになったのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） 申し訳ありません。振込手数料の手数料条例がいつ変更になったのかというのは、ちょっと把握しておりませんが、以前は確かに振込手数料はかからなかったのですけれども、数年前からたしか振込手数料がかかっております。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 今まで振込手数料が無料でしたが、県内統一で、昨年10月1日から手数料のほうがかかるようになりました。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） そういうことだというふうに承知しておりますけれども、町の手数料条例の改正は行われましたか。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） 町の手数料条例についてのご質問ですけれども、町の手数料条例というのは、町が手数料を徴収する場合に条例に規定するもので、相手方に手数料を払う場合には条例に制定する必要はございませんので、改正しておりません、現段階では。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） そういたしますと、手数料は予算計上を1件1件して、予算が議決された段階で振込できるというふうなことで承知いたしますけれども、総務課長が昨年10月から以前はただだったものが手数料が発生するようになったということで、指定金融機関は群馬銀行ほか、しのめとか東和さんとか幾つか複数あって、そこの契約額が全て同一の額なのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） お答えいたします。

すみません。手元に資料はないのですが、昨年10月から手数料を徴収されるということで、こちら群馬銀行が指定金融機関になっている市町村につきましては、県内同一で手数料を群銀のほうに徴収されるというものでありまして、その中で他行、それ以外につきましても、多分かかると思えますけれども、すみません、その内容については申し訳ないのですが、詳しいことはちょっと把握しておりません。

すみません。先ほどの手数料の関係で、国庫の補助事業につきましては、手数料が昨年の10月からかかるようになりましたということでしたけれども、前からその国庫補助事業につきましては、銀行に手数料のほうは支払っているということでございます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 2ページです。海洋センター長寿命化改修実施設計業務ということで1,215万5,000円計上してあります。この金額の算出の根拠について教えてください。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

参考見積りを取りまして、予算計上したわけですが、先ほどの全協でもお話ししたように、既存建物調査費、既存図面データ製作費、実施図面製作費、積算及び設計書作成費、これに加えまして、直接経費が85万9,320円、間接経費が同じように85万9,320円、技術料等経費103万1,184円、高所作業車改装費44万円、仮設費及び誘導員の金額が38万5,000円ということで、こちらの金額に合算してなっております。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 実施する場合に施工業者というか、例えば図面を描く人間、それから既存建物データ化だとか、それから既存建物の調査と、先ほど項目説明していただきましたが、これは全部1社に契約するという形になるのか、おのおの別々の契約するような形になっての算定根拠になっているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

参考見積りも複数社から取っております。こちら入札によりまして一本でまとめて発注になるかと思えます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

8 番三友美恵子議員。

[8 番 三友美恵子君発言]

◇8 番（三友美恵子君） 海洋センターのことについてなのですが、24年に改修を行って、今回27年の改修ということですが、この長寿命化ということ、この27年に改修してどの程度この建物をもたせることになるのか。

それから、どのような改修を行って、予算的にはどの規模の改修を行うような予定でこの改修の実施設計を行うのかというのをお聞きしたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 畑中哲哉君発言]

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

先ほどの設計費の金額の中に既存建物調査費というのがございます。こちらをまず一緒に設計屋さんで既存の建物のどこが一番悪いのか、どこがまだもつのかを改めて見ていただいて、設計のほうをしていくということでございます。

今回例えば色を変えとか、かわいらしくリニューアルするとかではなくて、あくまで既存の建物、設備を長寿命化するという見えない部分の工事もございますが、当然今約30年、実際工事のときは30年たちますけれども、さらに10年、20年ぐらい長寿命化できればいいのかなというふうに思っております。

◇議長（石内國雄君） 8 番三友美恵子議員。

[8 番 三友美恵子君発言]

◇8 番（三友美恵子君） 10年か20年ってかなり大きな開きがあると思うのですがけれども、10年もたせるのか、20年もたせる長寿命化をするのかというのは、大きな開きがあると思いますし、建物自体は大きさは変えないで、中の仕様を要するにプールの外側をコンクリだったのを今度は違うものでやっていくとか、そういうことですか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 畑中哲哉君発言]

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

すみません。確かに10年か20年というのは、やはり調査を専門の方にしてもらって直せるところは当然直すと。予定ではろ過器そのものを入替え、寿命が来ているということで、そういうのも、それはもう我々が見てもろ過器が大分もうさびが出ていたりとかありますので、なるかと思えます。

建物自体も現在雨漏りという症状がございますので、本当にきれいにするというよりは、雨漏りを直すとか、本当に長寿命化だけの方向で行こうかなと思っています。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

7 番備前島久仁子議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

◇7番(備前島久仁子君) 海洋センターですけれども、住民が使用できない期間というのはどのくらいを考えていますか。

◇議長(石内國雄君) 生涯学習課長。

[生涯学習課長 畑中哲哉君発言]

◇生涯学習課長(畑中哲哉君) お答えさせていただきます。

こちら間違いなく工事の間は閉鎖となると思うのですけれども、やはり設計の中で調査をしてもらって、その辺の判断、工事がどのくらい期間がかかるかも判断していただいて、決めていければと。当然指定管理業者さんにもそこは間に入っていただきまして、決めるときはきちんと報告をしていきたいと思えます。

◇議長(石内國雄君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長(石内國雄君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(石内國雄君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(石内國雄君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(石内國雄君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(石内國雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○字句等整理委任について

◇議長(石内國雄君) お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決での結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(石内國雄君) ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。



○閉 会

◇議長（石内國雄君） 以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして令和7年玉村町議会第1回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時47分閉会